

平成30年11月14日

未来創生部

不作為違法確認等請求控訴事件（市民交流プラザ使用料）の 判決にもとづく支払いについて

概要

唐津市が、裁判の判決に従い、唐津シネマの会協議会（以下、「唐津シネマの会」という。）に対して請求いたしましたところ、全額の支払いがありましたことを報告いたします。

1 経緯

唐津市は、唐津市民交流プラザにおいて唐津シネマの会が映画上映会を行う際の施設使用料等について、条例及び規則にもとづく「市長が特に認めるとき」に当たるとして減免を行った。当該減免は、市も唐津シネマの会の構成員であり、事業の円滑な推進に必要な措置と考え実施したものである。

このことについて住民訴訟が提起され、裁判では、当該減免したことを認める十分な証拠がないとの理由で、市の減免手続き上の不備があると判断され、減免額の一部について市が唐津シネマの会に対して請求することを命じられた。

2 請求に対する支払いについて

判決に従い、平成30年9月21日に唐津シネマの会に対して請求を行い、平成30年11月13日に、唐津シネマの会から請求額全額の支払いがあったことを確認。

3 市長コメント

この度は、市の減免手続き上の不備により、唐津シネマの会の運営に混乱を生じさせてしまったことについて、関係者の皆様にお詫び申し上げます。唐津シネマの会におかれましては、今後も映画上映を通じたま

ちづくりに邁進していただくことを期待しております。

市としましては事務手続きを見直し、再発防止に努めてまいります。

唐津市長 峰 達郎

(本件の問い合わせ先)

未来創生部国際交流・地域づくり課 地域づくり係

担当：有須田、木下

電話：直通 7 2 - 9 2 2 0 (内線 1 6 1 0 ・ 1 6 1 1)